

社会人の皆さんへ 専門実践訓練給付金のご案内

看護学科および理学療法学科

最大 **192** 万円の給付

※法令上の最短修業年限で支給されるため、両学科とも3年間の支給となります

■給付金の支給イメージ

給付のタイミング	支給率	年間上限額
在学中（6ヶ月ごと） 学費支払い後、半年ごとにハローワークへ申請	50%	40万円
卒業・資格取得・就職 1年内に被保険者として雇用された場合	+20%	+48万円
賃金が上昇した場合 入学前と比較して賃金が5%以上上昇した場合	+10%	+24万円
合計（最大）	最大80%	192万円

■対象となる方

初めて利用：雇用保険加入期間が通算2年以上

過去に利用：前回の入学日以降、雇用保険被保険者期間が3年以上

離職者の場合：離職から1年内に入学が必須

■手続きの流れ（フローチャート）

STEP1

ハローワークで相談・確認

「支給要件照会」でご自身が給付対象となる目安を確認
キャリアコンサルティングを受け「ジョブ・カード」を作成

STEP2

受給資格確認の申請

【重要】授業開始（入学）の2週間前までにハローワークへ書類提出等、
手続きが完了しないといけません。

STEP3

入学・授業開始

詳細は最寄りのハローワークに
お問い合わせください



厚生労働省のwebサイト
専門実践訓練給付に関する説明

STEP4

在学中、半年ごとに継続の申請が必要です。

社会人の皆さんへ 教育訓練支援給付金のご案内

在学（訓練）期間中の生活支援給付

基本手当（失業手当）日額の

60% を支給

※基本手当の日額の計算方法は別途規定があります

■教育訓練支援給付金とは？

専門実践教育訓練を利用する方で、一定の要件を満たす失業中の方に対し、
在学（訓練）期間中の生活を支援するために支給される給付金です。

【支給のイメージ】



※基本手当（失業保険）の支給が残っている期間は、支援給付金は支給されません。
基本手当をもらい終わった後、在学（訓練）が続いている期間について支給されます。

■対象となる方の主な要件

- ① 「専門実践教育訓練給付金」の受給資格があること
- ② 入学時に【45歳未満】であること
- ③ 入学時に【離職】しており、雇用保険の被保険者でないこと
- ④ 会社役員や自治体の長に就任していないこと
- ⑤ 過去にこの給付金を受けたことがないこと

詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください



厚生労働省のwebサイト
専門実践訓練給付に関する説明

【重要】欠席に関するルールがあります

- 2ヶ月に1回の認定日に「ハローワーク」への来所が必要です。
- 原則として毎月の出席率が【8割以上】必要です。
- 欠席して8割未満になった月は支給されません。
- 欠席のみで出席率8割未満の状態が続くと、以後の支給がすべて停止されます。

※病気や怪我などのやむを得ない理由がある場合は証明書の提出で考慮される場合があります。